

一般財団法人農政調査委員会評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人農政調査委員会（以下「本委員会」という。）定款第12条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員並びに理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、本委員会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及び退職慰労金をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本委員会は、常勤理事及び非常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表に定める金額の範囲内で理事会において定める額とする。
- 3 前項に定める報酬のほか常勤理事には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員等に対する報酬及び費用は、別表に定める額とする。
- 5 役員等に対する退職慰労金は、評議員会において個別案件ごとに議決して定める額とする。

(報酬の支払い方法)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第5条 本委員会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般財団法人農政調査委員会給与規程に準ずる。

(日割計算)

第6条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

2 役員等が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表

役職等	報酬等の上限額	交通費
常勤理事	年間総額1千万円	通勤手当実費
非常勤役員等	役員等としての職務を遂行した場合にその都度、 1日当たり1人1万円	交通費実費（旅費規程の適用がある場合を除く。）